

嘉手納町比謝川自然体験センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町比謝川自然体験センター（令和3年嘉手納町条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用面積の計算)

第2条 嘉手納町比謝川自然体験センターの利用面積の計算は、小数点以下を切り上げるものとする。

(利用場所の指定)

第3条 嘉手納町比謝川自然体験センターの利用場所は、指定管理者が指定する。

(観覧料金及び利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定により観覧料金及び利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町及び教育委員会が主催及び共催する行事に利用する場合 免除
- (2) 町の公共的団体が利用する場合 5割減額
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校で本町に所在する学校が利用する場合 免除
- (4) その他指定管理者が必要と認めた場合 指定管理者が定める額

(観覧料金及び利用料金の還付)

第5条 条例第11条ただし書の規定により観覧料金及び利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他の事故により利用できなくなった場合 全額
- (2) 利用日の5日前までに利用の取消許可を受けた場合 半額
- (3) その他指定管理者が必要と認めた場合 全額又は半額

(遵守事項)

第6条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。